

2024.1st

Research

特集 授業の改善に向けて

「公共」の授業 実施上の課題

－ PDCA 的な教材開発と修正の必要性－

福井大学教授 橋本康弘 …………… 2

教科書 Research 供給教科書の変更点 …………… 6



清水書院

本社 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-11-6

営業部 TEL 03-5213-7151 FAX 03-5213-7160

編集部 TEL 03-5213-7155～6

大阪支社／札幌営業所／九州出張所

URL <http://www.shimizushoin.co.jp>

「公共」の授業 実施上の課題 — PDCA 的な教材開発 と修正の必要性 —

福井大学教授 橋本 康弘

◆プロフィール

1995年に広島大学大学院教育学研究科博士課程前期を修了し広島市立高校、広島大学附属福山中・高等学校で教鞭をとった。その後、兵庫教育大学、福井大学で教育・研究者として勤務。現職は、福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授。2010年度には、文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官を務める。NHK「高校講座・公共」監修。専門は、社会科教育学、公民教育、法関連教育。

主な編著書に『“公共”の授業を創る』（2018年、明治図書）や『日本の高校生に対する法教育改革の方向性—日本の高校生2000人調査を踏まえて—』（2020年、風間書房）、『つまずきから変える！高校公民「PDCA」授業及び評価プラン』（2022年、明治図書）がある。

はじめに：新科目「公共」のねらい

新科目「公共」が学習指導要領（平成30年告示）の施行に伴い実施されて、3年目を迎えている。「公共」の主なねらいは、以下のような内容であった。

1. 学校教育法第30条第2項に規定される「基礎的な知識及び技能の習得」や「習得した基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成」、「主体的に取り組む態度」を重視していること
2. 「公共」の教育内容に、現代社会の諸課題としての「財政や税」「社会保障」「雇用」「労働や金融」等を取りあげ、その学習を充実すること
3. 「1.」に示される目標を達成するために、「主体的、対話的で深い学び」を実現すること
4. 「3.」に示される「深い学び」を実現するために「見方・考え方」を活用すること
5. 「社会に開かれた教育課程」を実現するために外部人材を活用すること

（学習指導要領（平成30年告示）解説公民編を参考に著者作成）

以上、1～5の内容を実現すべく、教科書発行各社は、鋭意工夫を凝らした教科書紙面を作成している。また、「公共」の円滑な実施に向けて、都道府県教育委員会等の一部では、「公共」の教材集等を作成し、公表して、より質の高い授業実践に取り組めるよう対応した。本稿では、「公共」の教材づくり及びその実践に取り組んだ一つの県の研究会に焦点を当て、その取り組み（実践）の結果、どういった課題が出てきたのかについて説明していく。また、その課題の克服のための対応を具体的に示し、「公共」の授業をより「深い」実践にするための対応策について論じたい。

「公共」の授業開発プロジェクトの概要

ある県では、平成30年度から令和3年度にかけて、教育委員会の組織の下に「公共」の実施を見据

えたプロジェクトチームを発足させた。このプロジェクトチームでは、同県内の高等学校の有望な「若手」教員を中心としたメンバーが、フレッシュな感覚で「公共」の目指す授業像を学習指導要領（解説）から読み取り、授業を開発し、実践した。その後、指導案、授業で用いる資料及び授業実践において生徒から提示された意見をまとめ「パッケージ化」し、複数の授業事例を同県のホームページ上で公開した。プロジェクトチームが重視した授業開発のポイントは以下の通りである。

○「見方・考え方」を踏まえた教材開発を行う。
→「公共」の「見方・考え方」は、「幸福、正義、公正、人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務」などである。ここに示される「見方・考え方」のうち、特に、「公正」の視点を重視した教材開発を行う。

→「公正」は高等学校学習指導要領上では、カントの道徳律と解されるが、中学校社会科公民的分野で取り扱われる「公正」は「結果の公正」「機会の公正」「手続きの公正」などである。「公共」では、中学校社会科公民的分野の学習成果を踏まえる必要もあり、中学校で取り扱われる「公正」の教材開発にも取り組むこととした。

○開発者自身が所属する高等学校の生徒の実態（難易度、生徒の関心事）を踏まえた教材開発
→生徒の関心は多岐にわたる。また、主権者教育を行うに当たっては、生徒が直感的に感じる感覚（正義感等）、知見も重要である。どんな生徒でも最初の段階で意見が出せる教材を開発する。

○生徒に配布する資料や紙面を、統一した構成にする

→このプロジェクトでは、資料の「読み取り」を重視する。「読み取った」内容を意味付ける学習活動を行ったり、別の資料から「読み取れる」内容を関連付けたりすることで、資料の重層的な「読み取り」「意味付け」（意見形成）を行う。その後、生徒同士の対話を通して、自身の意見をブラッシュアップすることで「深い学び」を実現しようとした。

5 ページの資料は、このプロジェクトで開発した生徒に配布する資料の一部である。

本紙面は、「Go To トラベル問題を公正の視点から検討する」ものであるが、こういった紙面を共通化し、また、この問題を考えるために必要になる資料をこの紙面の中で多数位置づけることで、授業場面においてはそれらの資料から読み取れることを生徒が意味づけをし、この政策について、根拠をもって賛成・反対の意見を形成できるようにしている。

この県ではこのような紙面をフォーマット化して多数開発し、「公共」を見据えた授業実践を行った。

なお、当該の授業で展開されたテーマとして、次のようなものがあげられている。

実際に発生している社会問題群のテーマ：

「Go To トラベルの政策を評価する」（←5 ページ資料のテーマ）／「外国人労働者問題について考えよう」／「非正規雇用の問題について考えよう」／「夫婦別氏問題について考えよう」

架空の問題群のテーマ：

「除雪の方法について考えよう」／「水道民営化問題について考えよう」

授業開発プロジェクトチームによる 授業実践

では、開発した授業の実践の様子をここで紹介しよう。本授業の主題は以下の通りである。

主題：本県は移民（外国人労働者）の受け入れをさらに拡大すべきであるか

この主題をテーマに3時間かけて授業が実施された。上記の主題を議論するために用意した資料は以下のような多面的なものである。

資料A：日系企業数の推移

資料B：移民300万人受け入れで経済効果20兆円があるとの試算を示す新聞記事

資料C：外国人を雇用する上での阻害要因を示す資料

資料D：移民の日本語能力について、それが十分でないことを示す資料

資料 E: 「外国人労働者の教育に関する実態調査」について。外国人一人で業務を任せるに至っていないことを示す資料
資料 F: Clip Line アンケート調査「外国人労働者の教育に関する実態調査」。離職期間が長くなる傾向を示す資料
資料 G: 訪日外国人数・出国日本人数データ
資料 H: 本県の外国人労働者の現状を示す資料。製造業や技能実習生が多いことを表している
資料 I: 外国人移民に必要な日本語指導の現状を示す資料。その資料から読み取れる内容は、日本語指導がままならない状況である等

生徒は 1 時間目で、以上の資料から読み取れる内容を教師が作ったワークシートに穴埋めする。その後、2・3 時間目で、それらの資料から読み取った内容を踏まえ、移民（外国人労働者）を受け入れるかどうかについて、賛成か反対か、その理由は何かについて整理し、意見交流を行うという授業であった。

その授業展開を振り返ると、生徒は、生徒の日常に依拠しやすいという傾向が出てきた。例えば、資料 B（移民 300 万人受け入れて経済効果 20 兆円があるとの試算を示す新聞記事）を読み取った生徒は、「移民を受け入れると経済効果があるので、移民（外国人労働者）の受け入れに賛成である」とする意見を示した。

また、資料 I（外国人移民に必要な日本語指導の現状を示す資料）を活用して、「外国人労働者の日本語指導が大変なので、反対である」とする意見も多く見られた。生徒は賛成・反対の意見を作り上げる上で、生徒自身にとって分かりやすい一つの資料から読み取れる内容を意味付け、賛否の意見を形成しており、いずれにしても、スローガンの意見に左右され、それ以上の深まりがない授業となった。

授業開発プロジェクトチームによる 授業実践結果分析：生徒の「想像力」不足

本授業の他、他のテーマで実践を行っても、一つの資料のみから生徒は意味づける等の傾向が見られた。生徒が「議論慣れ」していないこと。そもそも、議論が「深まらない」のは、「アクティブ・ラーニング」的な学習になじみがなかったこと等が主因であり、かつ、資料不足、資料から読み取れる内容の関連付けを意図的に行わない等の教員の指導不足があったと想定できる。また、生徒自身が、社会問題

について考察・判断する際の想像力が不足しており、そのため、表面的に考える傾向があることから、主題の検討が「深まらない」という課題もある。いずれにしても、これらの課題を克服するためには、教師による介入が必要になる。

本授業の場合、どういった介入があれば、「深まる」授業になったのだろうか。例えば「移民（外国人労働者）の受入に賛成」の場合、「反対」の場合、それぞれに対する「反論」を教師がしてはどうだったのだろうか。

「賛成」の意見を論じる生徒に対して、次のような意見を教師がぶつけたら、その後の授業はどう展開していただろうか。

（賛成の理由として）

- ・人出不足の解消があるが、外国人の教育、住環境問題はおきざりなのか。
- ・経済活性化があるが、外国労働者の増加、例えば、技能実習生を巡る問題にはどういった問題があるのか。

「反対」の意見を論じる生徒に対して、次のような意見を教師がぶつけたら、どうなるだろうか。

（反対の理由として）

- ・コミュニケーションが難しいということがあがるが、日本で働こうとする意識が高い外国人が多い。
- ・日本の高い技術を得ることが、母国に戻っても意義が高いと考える外国人が多い状況をどう捉えるのか。

また、生徒の「想像力」不足を補うために、「当事者」（この場合、例えば、技能実習生）の考えを資料でまとめて示すといった方法もあり得るだろう。目の前の生徒の実態を踏まえた上で、指導案、資料の修正を行うことで「深まる」授業を企図すればいいのではないか。

おわりに

：PDCA 的な授業開発・修正の必要性

学習指導要領（平成 30 年告示）上、「公共」では、押さえるべき知識は限られており、多くは、知識を「活用」する主題設定学習が想定されている。その場合教師は、「主題」の設定と、その「主題」の回答を

考えるための資料の収集、配布を行い、生徒は配布された資料から情報を読み取り、意味づけをして主題の回答について考察、判断する。こうした生徒の思考プロセスに、教師は適宜介入することになる。

授業実践において、その成否を判断する評価指標として、次のような観点を位置づけることになる。

- ・「主題」は生徒の関心事になるのか、
 - ・生徒は「主題」を「自分事」として考えることができるのか、
 - ・資料の「難易度」が生徒に合っているのか、
 - ・生徒は授業の中で、どこでどのように「つまづいている」のか、それに対して教師は修復を行うことができているか（註）、
 - ・生徒の考察の結果が「深い」ものになったのか、
 - ・生徒は「主題」に関連する新たな問いを見つけて追究しているのか、
- といったこと等である。こうした観点から授業実

践を評価し、改善すべき点があれば授業改善をし、それを次年度以降実施するといったPDCA [Plan – Do – Check – Action] 的な授業開発・修正が重要になる。

また、一度作った授業を学校や研究会で共有し、他の教員が自分のクラスで「追試」する。それを繰り返して修正を加えることで、「公共」の授業実践を質の良いものにしていくことにつながるだろう。

註：生徒の「つまづき」例としては、「生徒自身が分かったつもりでも、正確には分かっていない」「自分の立場だけではなく、他者の立場等多角的な検討が出来ない」「机上の空論を述べる」「自己責任論等の道徳的判断基準に固執し、多面的多角的な事案の検討をしない」等がある。

(参考文献)
橋本康弘編『つまづきから授業を変える！高校公民「PDCA」授業&評価プラン』(明治図書、2022年)
橋本康弘編『「公共」の授業を創る』(明治図書、2018年)

【資料】プロジェクトチームが開発した生徒に配布するプリント

事例から
考えよう

「GoToトラベル問題」について、公正の視点から
考えよう

課題設定 コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言が各地で発出された。政府は経済対策として、「GoToキャンペーン事業」を開始した。一方、「GoToキャンペーン事業」を受け、感染拡大が広がったとの声も聞かれる。「GoTo問題」について、公正の視点から考えよう。

●GoToキャンペーン事業

日本における観光などの需要を喚起して、2020年に起きた新型コロナウイルス感染症の流行と、その流行による緊急事態宣言に伴う外出自粛と休業要請で疲弊した景気・経済を再興させることを目的とした、日本在住者かつ日本を対象とする経済政策である。本事業は、国内旅行の費用を補助する国土交通省(観光庁)所管の「GoToトラベル」(観光キャンペーン)、飲食需要を喚起する農林水産省所管の「GoTo Eat」(飲食キャンペーン)、イベントなどのチケット代を補助する経済産業省所管の「GoTo イベント」(エンターテインメントキャンペーン)などがある。

「GoToトラベル」政策について考えよう

「GoToトラベル」政策とは、旅行者等経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等(宿泊割引・クーポン等)に加え、地域産品・飲食・施設などの利用クーポン等を含む)を付与(最大一人あたり2万円分/泊)する内容である。2020年7月22日より導入され、感染拡大により12月28日から2021年3月7日まで一旦中断している。

Q1. あなたは「GoToトラベル」政策の実施についてどう考えるか。次の意見を参考にして、賛成か反対か、あなたの立場を理由とともに考えてみよう。

賛成の人の意見	反対の人の意見
甚大な被害を受けた観光業で経済効果が期待できる。	人と行き来により感染地域をさらに拡大させる。
感染対策しながら地方は経済効果が期待できる。	東京や大都市の経済を優先的に回すべきだ。
地域の観光業・飲食業を支援することで経済効果が他業種に波及する。	観光業支援に多額の税金が使われるのは他の業種から見ても不公平だ。

(賛成・反対)
理由:

●子ども家庭庁発足

公共 705 : p.87, p.106 公共 706 : p.62, 後ろ見返し 政経 704 : 後ろ見返し

日本では2023年、出生数が過去最少の75万8千人となった。少子化に歯止めがかからない一方で、児童虐待、保育所や放課後児童クラブの待機児童など、子どもに関する問題は山積している。その解決に向け、2022年6月に「子ども基本法」「子ども家庭庁設置法」が成立、23年4月に「子ども家庭庁」が発足した。総理大臣直属の機関として内閣府の外局に設置され、子ども政策担当の内閣府特命担当大臣を置き、各省などに子ども政策の改善などを求める「勧告権」をもつ。

子ども政策は、少子化対策は内閣府、保育所や児童相談所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省など、関係府省がばらばらに担当し、対応範囲が違うことで政策の抜け落ちが生まれやすく、支援を受ける側にも分かりづらい構造となっていた。この縦割り行政の解消を目指す。

●性別変更の要件の違憲判決

公共 706 : p.64

トランスジェンダーである者が戸籍上の性別を変えることについて、性同一性障害特例法では五つの要件が定められている。この要件のうち、生殖能力を失わせる手術を必要とすることが、憲法に違反するかが問われた。最高裁大法廷は、要件は「違憲で無効」とする決定を出した。最高裁が法令を違憲としたのは12例目となる。特例法は見直しを迫られるほか、今後の性別変更では同要件は考慮されず、手術なしでの変更が一定程度可能となる。

●裁判員法改正, 18歳も裁判員に

公共 706 : p.68 政経 704 : p.75

裁判員法の改正により、令和4年4月1日から、裁判員になることができる年齢が18歳以上となった。令和4年に使用される裁判員候補者名簿は令和3年秋頃に作成されるため、18歳、19歳の人実際に名簿に記載されるのは、その翌年である令和5年分からとなる。

最高裁判所が令和6年3月に発表した「裁判員等経験者に対するアンケート（令和5年度）」によれば、調査に回答した裁判員経験者4525人のうち、10代は26人(0.6%)であった。(裁判員等経験者に対するアンケート調査結果 https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html#anke より)

●文化庁の京都移転

公共 706 : p.54

東京一極集中の是正や地方創生につなげるため、2016年に政府の基本方針で決定。23年に実施された。中央省庁の地方移転は明治以来、初めて。移転するのは文化庁にある13の部署のうち、政策課や文化資源活用課など6つの部署で、5月15日までに全体の7割程度となるおよそ390人の職員が京都で業務にあたる。

●LGBT理解増進法制定

公共 706 : p.45 政経 704 : p.11

正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」である。2023年6月9日に成立、同年6月23日に施行。性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念や、国・地方公共団体の役割を定めた。理念法であり、国民に新たな権利や義務を与えるものではなく、罰則もない。

最終的な条文の修正に対して、当事者団体から強い批判の声が上がるなど、さまざまな課題が残る。

成立の背景には、2023年に広島で開催されたG7サミットがあると言われる。G7で日本だけが同性カップルを家族と認める国レベルの法的保障がない。欧米諸国では「LGBTであることで人権が阻害されない」ことを保証する法整備も広がっている。

●イスラエルとハマスの衝突

公共 705 : 後ろ見返し 公共 706 : 後ろ見返し

第一次世界大戦中、イギリスがパレスチナにユダヤ人国家建設を約束（バルフォア宣言）するとともに、アラブ人のパレスチナ独占を承認（フサイン・マクマ

ホン協定)する矛盾した政策をとったため、両民族の対立が深まった。国連は1947年、パレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家に分割することを決議した。1948年にイスラエルの建国が宣言されると、分割決議を不当とするアラブ諸国が軍を進め、4回にわたる中東戦争が始まった。イスラエルはヨルダン川西岸、ゴラン高原、シナイ半島など占領地を拡大した。1993年のパレスチナ暫定自治合意以降も、ヨルダン川西岸ではイスラエルがユダヤ人入植地を拡大させ、2002年には分離壁を建設した。ガザ地区では、ハマスの支配権が確立した2007年以降、封鎖が強化され、最低限の食料・燃料・医薬品しか搬入できなくなった。

【参考年表】イスラエルとパレスチナ

1993	パレスチナ暫定自治協定 イスラエルとPLO相互承認
1994	ガザとヨルダン川西岸でパレスチナ自治開始
2001	シャロン政権成立。占領地域のユダヤ地域入植地拡大。パレスチナの自爆攻撃とイスラエルの報復攻撃 →パレスチナ自治地域の一部を再占領
2002	イスラエルが分離壁の建設 →国連総会で建設中止決議 (03)、国際司法裁判所が壁の撤去を勧告 (04)
2006	パレスチナ総選挙で強行派のハマスが勝利 →イスラエルがガザ攻撃・封鎖 (~09)
2012	国連がパレスチナを「オブザーバー国家」へ格上げ
2014	イスラエルがガザを空襲、地上侵攻
2020	イスラエルがアラブ首長国連邦、バーレーンと国交正常化
2023	ハマスがイスラエルを攻撃。イスラエルの報復攻撃が激化

●新 START 履行停止

公共 705 : p.125 公共 706 : p.134

新 START は 2011 年に米国とロシアの間で発効した核軍縮条約。核弾頭やその運搬手段である大陸間弾道ミサイル、戦略爆撃機などの配備数を定めている。2023年2月にロシアが一方向的に条約の履行停止を発表したが、条約からの離脱は否定した。

ロシアは、米国が長年にわたって条約に実質的に違

反してきたと主張し、米側が誠実に条約を順守する政治的意思を示すことで「停止するという決定は覆すことができる」と言及した。

● NATO にフィンランドが加盟

公共 705 : 前見返し 公共 706 : 前見返し

政経 704 : 前見返し, p.193, 後ろ見返し

NATO (北大西洋条約機構) は 1949 年、ソ連の脅威に対抗するため、カナダ・フランス・イギリスなど西側諸国 12 か国が集まって誕生した軍事同盟である。加盟国が武力攻撃を受けた場合、全体への攻撃とみなす集団的自衛権をもつ。西ドイツ (現ドイツ)、スペインが加盟し、バルト 3 国やポーランドなど東欧諸国も取り込んで東方拡大した。2023年4月、スカンジナビア半島に位置し、ロシアと近接しているフィンランドが NATO に加盟した。フィンランドは地理的な条件などもあり軍事的中立の立場を維持していたが、ロシアによるウクライナ侵攻で方針を転換し、NATO に加盟した。2024年3月には同様にスウェーデンも正式に加盟し、NATO は 32 か国となった。

● BRICS の拡大

公共 705 : p.181 公共 706 : p.141 政経 704 : p.224

「BRICS」は 2001 年、アメリカの投資会社が、成長が期待される 4 か国 (ブラジル・ロシア・インド・中国) の頭文字をとって名付けた、異なる地域の経済を牽引する新興経済国を示す概念。条約などはないが、06 年ごろから非公式な会談が行われている。12 年に南アフリカも参加して「BRICS」となり、国際経済に一定の影響を与えている。2015 年にはグローバルな経済・金融面を支えるための開発銀行を設立した。2022 年には、世界の人口の 4 割、GDP の 25% を占める勢力となっている。2023 年 8 月の首脳会議では 6 か国の加盟を合意し、影響力の拡大を示したが、同年 12 月にアルゼンチンが加盟しない方針を表明。2024 年 1 月、エジプト、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、エチオピアの 5 か国が新規加盟した。

ご案内



千葉地理学会では「おもしろ半島ちば」第3巻を刊行いたしました。2013～23年の「千葉日報」における400回を超える連載を書籍化したもので、第1巻(2017年)・第2巻(2020年)に続く最終巻となります。

第3巻では県全体に関わるものと県内各地域の地理的歴史的特色を149トピックスにまとめ、中学生以上を読者の対象として平易に紹介しています。

千葉県にお住まいの方、千葉県に興味をお持ちの方、それをもとに町歩きをしてみたいと思っている方々にぜひ手に取っていただきたいと思えます。

*本書は一般書店では取り扱っておりませんので入手希望の方は下記にお問い合わせください。割引価格で販売予定です。

定価 1500円(税別) 発行日 2024年5月1日
千葉地理学会 HP <http://chibachirigakkai.g2.xrea.com/>
お問い合わせ・ご注文は おもしろ半島編集委員会
お問い合わせご注文専用 アドレスへ omoshirochiba3@gmail.com

清水書院 地理歴史科・公民科向け教育書のご案内



A5判 / 352頁
定価 2,530円(税込)

公共の授業と評価のデザイン

「公共」とは何か。「公共」で身につける力とは何か。

「公共」で取り扱うすべての主題の授業実践を掲載した授業事例集。全実践に「評価規準(観点別評価)」を掲載。具体的な評価場面を示した。外部協力団体などのコラムも充実



A5判 / 416頁
定価 2,750円(税込)

歴史総合の授業と評価

高校歴史教育コトハジメ

「歴史総合」の初年度を実際に経験した教員が、その実践と評価のあり方を振りかえり検証する。「リアル」な試行錯誤の様子と歴史総合への思いの記録

各:A5判 / 100頁前後 定価 1,100円(税込)

「歴史総合」に向け新たな学びのパートナーとして新登場!

◎歴史のなかの一員である私たちは、遠い過去の歴史を学ぶだけではありません。
歴史から未来を想像/創造する～歴史する～ことを、この「歴史総合パートナーズ」とともに始めてみませんか?



B5判 / 244頁
定価 2,200円(税込)

新科目「公共」 「公共の扉」を生かした13主題の授業事例集

「公共の扉」で身に付けた考え方や基本原理を、どのように活用して政治や経済の学習を進めていけばいいのか」を解決するための事例集。
内容項目Bを21事例、内容項目Cを4事例、収録した

シリーズラインナップ(以下続刊)

- 1 歴史を歴史家から取り戻せ! / 上田 信
- 2 議会を歴史する / 青木 康
- 3 読み書きは人の生き方をどう変えた? / 川村 肇
- 4 感染症と私たちの歴史・これから / 飯島 涉
- 5 先住民アイヌはどんな歴史を歩んできたか / 坂田 美奈子
- 6 あなたとともに知る台湾—近現代の歴史と社会— / 胎中 千鶴
- 7 3・11後の水俣/MINAMATA / 小川 輝光
- 8 帝国主義を歴史する / 大澤 広晃
- 9 Doing History: 歴史で私たちは何ができるか? / 渡部 竜也
- 10 国境は誰のためにある?—境界地域サハリン・樺太— / 中山 大将
- 11 世界遺産で考える5つの現在 / 宮澤 光
- 12 国語ってなんだろう / 安田 敏朗
- 13 なぜ「啓蒙」を問い続けるのか / 森村 敏己
- 14 武士の時代はどのようにして終わったのか / 池田 勇太
- 15 歴史からひもとく竹島/独島領有権問題—その解決への道のり— / 坂本 悠一
- 16 北方領土のなにか問題? / 黒岩 幸子
- 17 民主化への道はどうか開かれたか—近代日本の場合— / 三谷 博

お問い合わせ、ご注文は、清水書院営業部までご連絡ください。 TEL 03-5213-7151 FAX 03-5213-7160